

## リサーチコンプレックス形成推進セミナー事業 業務委託仕様書

### 1. 総則

#### (1) 適用範囲

本仕様書は、仙台市契約規則に従い、委託者の仙台市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に業務委託する「リサーチコンプレックス形成推進セミナー事業」（以下、「本業務」という）に適用する。

#### (2) 通則

- ①本業務は、仙台市契約規則に基づくほか業務委託契約書、本仕様書、特記仕様書によって行う。
- ②本業務を行うにあたり、乙は甲と綿密に連絡を取るとともに、甲の指示に従わなければならない。
- ③乙は本業務の遂行にあたり、本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や甲から提供のあった情報については、下記の事項を厳守しなければならない。
  - i) 乙は、本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や甲から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。
  - ii) 乙は、甲から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、また、第三者へ提供してはならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。
  - iii) 乙は、情報を記録した書類または電磁的記録媒体の複写及び複製をしてはならない。
  - iv) 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生し、または発生する恐れがあることを知った場合、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。
  - v) 乙が前各号に掲げる事項に関するために違反した場合、甲は本契約解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。
- ④乙は、本業務の着手前に業務計画書を本市に提出し、承認を受けなければならない。なお、計画書には次の事項を含むこととする。
  - i) 着手届
  - ii) 業務内容
  - iii) 業務履行計画表
  - iv) 業務担当者届（実施体制）
  - v) その他甲が必要と定めたもの
- ⑤乙は、本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに甲に連絡し、その指示に従うものとする。
- ⑥本業務は、成果品及び完了届その他完成に必要な図書を提出し、業務完了の確認または成果品の検査に合格した場合は業務完了と認める。ただし、業務完了後に成果品に誤り等が確認された場合は、乙は、甲の指示により速やかに修正または再作業を行うものとする。また、その費用については乙の負担とする。

### 2. 事業名

「リサーチコンプレックス形成推進セミナー事業」

### 3. 業務の目的

本市では、市内に整備が進む次世代放射光施設の稼働を契機としたりサーチコンプレックスの形成に向け、研究開発型企業の誘致や集積に重点的に取り組んでいるところである。

リサーチコンプレックスの形成に向けては、次世代放射光施設及び本市の取組内容に関する一層の周知・広報が必要であるため、次世代放射光施設と関わりが想定される分野の企業等を対象に、次世代放射光施設の概要などリサーチコンプレックス形成に向けた取組についての情報発信及びオンラインセミナーを開催することで、世界レベルのリサーチコンプレックス形成の推進を図る。

### 4. 業務期間

契約締結日から令和5年2月末日まで

## 5. オンラインセミナー開催概要

### (1) 開催手法

双方向によるオンライン会議

### (2) 開催日

令和4年10月～11月の期間中の1日間

### (3) 対象者

次世代放射光施設と関わりが想定される分野の企業 等

(医療生命科学/環境・エネルギー/食品・農水産/先端材料/デバイス・精密機器 等)

### (4) イベントプログラム

次世代放射光施設の周知及びリサーチコンプレックス形成に効果的なイベントとする。

なお、プログラムについては、企画提案内容を基本とするが協議の上、決定する。

### (5) 参加者数

100名以上を目標とするが企画提案時の提案数を基本とし、協議の上、最終目標を決定する。

また、一定期間のアーカイブ配信を実施することとし、当該配信の視聴者についても参加者数に加えることを可能とする。なお、参加者数に加えるアーカイブ視聴期間については、最低1週間程度を想定するが、協議の上、決定する。

### (6) 参加費

無料

## 6. 業務概要

### (1) 周知・広報

①リサーチコンプレックス形成に向けた取組に関する情報発信

### (2) オンラインセミナーの開催

①イベントの企画・調整・運営

②イベントに関する情報発信・広報

③登壇者の依頼・調整

④スタジオ等の手配・設営・管理・撤去

⑤参加者の募集・受付・受理

⑥アンケートの作成・実施 等

### (3) リレーション構築

①リレーションの構築に係る企画・調整・実施

## 7. 業務内容

### (1) 周知・広報

①リサーチコンプレックス形成に向けた取組に関する情報発信

・一般認知度向上に向け、次世代放射光施設の概要（他施設との違い、強み、見込まれる活用分野等）などリサーチコンプレックス形成に向けた取組について幅広く周知すること。

・情報発信に当たっては、必要に応じて取材・情報収集を行い、効果的な資料を作成すること。

・情報発信の際は、HP、SNS、新聞、雑誌、テレビなど、乙が有するノウハウやネットワークを活用し、効果的・効率的な広報媒体・手段を用いて実施すること。

### (2) オンラインセミナー開催

①イベントの企画・調整・運営

・イベントは、次世代放射光施設の利活用が見込まれる企業などを対象に、「5. 開催概要（4）イベントプログラム」に掲げるものを含むこととし、その企画・調整・運営全般について行うこと。

・イベントタイトルおよびキャッチフレーズを考案すること。

・イベントが円滑に実施されるよう全体を調整すること。

## ②イベントに関する情報発信・広報

- ・HP、SNS、新聞、雑誌、テレビなど、乙が有するノウハウやネットワークを活用した効果的・効率的な広報媒体・手段を用いて実施すること。
- ・集客目標については、「5. 開催概要（5）」に掲げる参加者数目標について、各種広報媒体・手法等を用い、その達成に向けて最大限の取組みを行うこと。なお、周知対象企業等については、事前にリストを作成し、本市と受託者で確認作業を行うものとする。

## ③登壇者の依頼・調整

- ・適切な登壇者の候補を提示すること。なお、登壇者については、協議の上、決定する。
- ・登壇者の出演料は乙が委託料から支払うこと。

## ④スタジオ等の手配・設営・管理・撤去

- ・円滑なオンライン配信ができるよう配信環境の設定等については万全を期すこと。
- ・イベントに必要な備品、機材、人員、看板等を手配すること。
- ・スタジオについて、使用料の支払いやスタジオ管理者との連絡・調整等が発生する場合は、全てにおいて乙で対応すること。

## ⑤参加者の募集・受付・管理

- ・参加申込み方法は、提案者が提案する方法により募集する。
- ・定期的に申込み状況を報告すること。

## ⑥アンケートの作成・実施

- ・参加者へのアンケートを実施し、集計結果を報告すること。アンケートの内容については、乙の提案により甲と協議のうえ作成するものとする。

## (3) リレーション構築

周知・広報による情報発信先やオンラインセミナーの申込者及び参加者との効果的な接触や、その後も関係性を継続できるような効果的なリレーション構築について企画・立案すること。また、リレーションを構築する企業数は10社以上とし、原則として受託者が公募プロポーザル時に提案した企業数とする。

## (4) 全体統括

### ①事業の進捗管理

- ・事業を円滑に進めるため、甲との定期的な打合せを実施すること。
- ・定期的な打合せや関係者との打合せを実施した際には、議事録を作成し保管すること。

### ②成果物の納品

- ・業務完了届に併せて、以下について紙媒体又は電子データにより提出すること。

#### 【紙媒体】

- ・総括報告書（周知・広報業務及びセミナー開催業務の評価、次年度以降の本業務の方策等を記載）
- ・その他、甲が必要とする書類 等

#### 【電子データ】

- ・周知・広報の掲載内容が分かる資料
- ・申込者リスト及び参加者リスト（社名、所属、役職、連絡先等）
- ・イベント成果レポート（各プログラムの概要、参加者数、実施の様子がわかる写真等）
- ・セミナー動画
- ・アンケート回答及び集計レポート 等

## 8. その他留意事項

- ・本市に立地する「次世代放射光施設」の概要を広く周知し、世界レベルのリサーチコンプレックスの形成を促進するために効果的なイベントの企画・広報・集客等を行うこと。
- ・業務の実施内容を仕様書等関係書類と照合し、参加者数や数値目標に対して不足があると甲が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うことがある。

- ・連絡体制については、電子メールを基本とするが、必要に応じて打合せを実施すること。
- ・イベント実施にあたって乙は統括責任者を配置すること。統括責任者は、委託業務全般における統括的な業務を行うこととし、全業務従事者の管理・監督を行うものとする。
- ・本業務にあたり作成された資料等の著作権は、甲に帰属するものとする。
- ・納品されたセミナー動画について、甲はその全て又は一部を自由に加工し動画配信のコンテンツとしての利用を許諾すること。また、セミナーの出演者等には出演等の依頼時にその旨を説明し、書面にて許諾を得ること。
- ・乙は、本業務実施における企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできないものとし、その他の業務の再委託については書面により発注者の承諾を得なければならない。
- ・本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- ・本業務の広報等を行う場合においては、甲からの受託事業であることを明示すること。
- ・本業務の経理を明確にするため、乙は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、契約終了後も甲において閲覧が必要になった場合は協力すること。
- ・仕様書に定めのない事項は甲及び乙の協議により決定する。

## 9. 担当

仙台市経済局産業政策部企業立地課 ものづくり産業係（担当：関東、吉田）

TEL:022-214-8245 FAX:022-267-6292

E-mail: kei008040\_13@city.sendai.jp